

# お知らせ

## ◆国民年金保険料【学生納付特例制度】について

市民課

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、「ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること」が条件です。

【所得の目安】 $118\text{万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円})$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。が、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、「返送ください」。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。ですが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

日本年金機構石垣年金事務所（0980-82-9213）  
または市役所市民課交付係年金担当（0980-87-9005）直通

## ◆令和2年ハブ咬症注意報の発令について

環境課

沖縄県では、猛毒を有するハブが生息し、毎年60人から70人が暖かになるとハブの活動が活発になり、加えて農作業や行楽などで田畠や山野、草地への出入りが多くなるため、ハブ咬症なども多く発生しています。

ハブによる咬症被害は、私たちの注意によって未然に防止することができます。草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境を整えましょう。また、田畠や山野、草地などへの出入りや夜間に歩行する際には

十分注意するよう心がけましょう。もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。

◆子供を守るのは大人の責任！

参照…中嶋県HP ハブに氣をつけよう。

【場所】石垣市當球場會議室（宇登野城1408番地1）  
【期間】令和2年5月30日（土）  
令和2年6月6日（土）

〔不在者投票〕

- (1) 他市町村における不在者投票

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ石垣市選挙管理委員会に「不在者投票請求書宣誓書」の提出が必要です。(「不在者投票請求書宣誓書」を受領後に投票用紙等を送付します。)※投票用紙の請求から滞在地の選挙管理委員会で投票済みの不在者投票が送付されるまでの郵送に日数を要するため、早めの手続きをお願いします。

(2) 指定病院等における不在者投票

## ◇沖縄県議会議員一般選挙

石垣市選舉管理委員會事務局

投票田 令和2年6月7日(日)

投票時間 午前7時～午後8時（※一部投票所は午後7時半

**投票所**  
投票入場券に記載の指定された投票所

**投票要件（投票ができる方）**  
田林国籍（1月～）満8歳以上の田林国民（平成4年6月）

8日以前に生まれた方)で、令和2年2月28日までに石垣

卷一百一十一

録されていない選挙人は、移転前の市町村の選挙人名簿に登

卷之三

※沖縄県外に転出された方は投票できません。

【其二】再拡張】設置用一土嚢り袋、ハジマ、開発事務等の用務が充て

投票所に行けない方は、告示の翌日から投票日の前日までに

期日前投票をすることができます。  
投票所  
投票期間  
投票

(内線591・593)